

# 都市建設常任委員会会議記録

日 時 平成31年3月15日（金曜日）

午前10時 1分 開議

場 所 水戸市議会 第5委員会室

午後 零時10分 散会

## 付託事件

議案第5号，議案第18号，議案第19号，議案第25号，議案第26号中第1表中歳出中第3款中都市建設委員会所管分，第8款及び第11款中都市建設委員会所管分並びに第2表継続費中第8款並びに第3表債務負担行為中都市建設委員会所管分，議案第31号，議案第32号，議案第38号，議案第43号中第1表中歳出中第8款，議案第47号，議案第50号

## 1 本日の会議に付した事件

### (1) 議案審査

- ① 議案第 5号 水戸市都市下水路等管理条例
- ② 議案第18号 水戸市建築基準条例の一部を改正する条例
- ③ 議案第19号 水戸市土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例
- ④ 議案第25号 水戸市下水道条例の一部を改正する条例
- ⑤ 議案第26号 平成31年度水戸市一般会計予算中第1表中歳出中第3款（民生費）中都市建設委員会所管分，第8款（土木費）及び第11款（災害復旧費）中都市建設委員会所管分並びに第2表継続費中第8款（土木費）並びに第3表債務負担行為中都市建設委員会所管分
- ⑥ 議案第31号 平成31年度水戸市東前第四土地区画整理事業会計予算
- ⑦ 議案第32号 平成31年度水戸市東前第二土地区画整理事業会計予算
- ⑧ 議案第38号 平成31年度水戸市下水道事業会計予算
- ⑨ 議案第43号 平成30年度水戸市一般会計補正予算（第6号）中第1表中歳出中第8款（土木費）
- ⑩ 議案第47号 平成30年度水戸市東前第二土地区画整理事業会計補正予算（第1号）
- ⑪ 議案第50号 平成30年度水戸市下水道事業会計補正予算（第2号）

## 2 出席委員（6名）

委員長 黒 木 勇 君 副委員長 大 津 亮 一 君

委員 中 庭 次 男 君 委員 飯 田 正 美 君

委員 村 田 進 洋 君 委員 松 本 勝 久 君

## 3 欠席委員（なし）

## 4 委員外議員出席者（1名）

議 長 田 口 米 藏 君

5 説明のため出席した者の職、氏名

建設部長	猿田佳三君	建設部技監	渡邊雅之君
建設部技監兼 建築課長	小林幸夫君	建設計画課長	大森幹司君
道路管理課長	有金正義君	道路建設課長	安達茂君
生活道路整備 課長	川又弘一君	河川都市排水 課長	三村隆君
土木補修事務 所長	大山裕己君	内原建設事務 所長	谷萩幸治君
都市計画部長	高橋涼君	都市計画部 副部長	川崎洋幸君
都市計画部技監兼 市街地整備課長	坪貴之君	都市計画部技監兼 住宅政策課長	木村勤君
都市計画部技監兼 泉町周辺地区 開発事務所長	加藤久人君	都市計画課長	黒澤純一郎君
建築指導課長	井原孝志君	公園緑地課長	上田航君
下水道部長	白田敏範君	下水道部副部長	弓野憲一君
下水道管理課長	鬼澤英一君	下水道整備課長	松葉光隆君
下水道施設 管理事務所長	渡邊裕寿君		

6 事務局職員出席者

議事係長	綱島卓也君	書記	武田侑未子君
------	-------	----	--------

午前10時 1分 開議

○黒木委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより都市建設委員会を開会いたします。

この際、御報告いたします。本日、一般傍聴人1名がお見えになりますので、よろしく願いいたします。

[傍聴人入室]

それでは、これより議事に入ります。

本日の日程は、議案第5号ほか10件であります。

お諮りいたします。この際、当委員会に付託となっております議案第5号ほか10件を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○黒木委員長 御異議なしと認め、一括議題とします。

それでは、付託議案については一通りの説明が終わりましたので、これより順次質疑を行います。

初めに、議案第5号 水戸市都市下水路等管理条例について、質疑のある方は発言を願います。

中庭委員。

○中庭委員 この条例はですね、都市下水路のいわゆる管理者を、これまでどおり市長とするということなんですけど、これは、結局は下水道部と水道部の組織統合という中で出てきた問題でありまして、結局、都市下水路の管理者がいなくなってしまうということで、今回の条例の提案があったんですけども、法律では、都市下水路のいわゆる管理というのは市長が行うということになっていらっしゃるのか、それともどうなのか。

もう一つは、ほかの自治体では、都市下水路の管理者はどうなっているのかということで、お聞きしたいと思います。

[発言する者あり]

○黒木委員長 三村河川都市排水課長。

○三村河川都市排水課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

これまで、都市下水路等につきましては、下水道部ではなく建設部で管理しており、引き続き建設部において管理するためには、管理者を市長として取り扱うものとし、新たに条例を制定する必要があるということで御理解願います。

また、先ほどの他自治体の例ですが、ほかの自治体におきましても、下水道条例、都市下水路条例があるところにつきましては、都市下水路等管理条例につきましては、ほぼ管理者は市長と定めて制定されております。

以上でございます。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 だから、この都市下水路に関して、管理者がどういう管理者になるかっていうのは法律では決められているんですか。

○黒木委員長 三村課長。

○三村河川都市排水課長 法律では決められておりません。

○中庭委員 わかりました。

いいです。いいです。終わります。

○黒木委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 ないようですので、議案第5号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第18号 水戸市建築基準条例の一部を改正する条例について、質疑のある方は発言願います。  
飯田委員。

○飯田委員 これは建築基準法の改正に伴っての条例改正ということで、それはわかるんですが、1つですね、特別支援学校等の内装制限に係る規定の削除というところで、ちょっと質問したいんですが、改正理由としては、木造建築物等に係る制限の合理化ということだと思うんですが、特別支援学校といいますとハンディがある方が通っている学校の中で、今回現行の新旧対照表の中を見ますと、室内の部分仕上げの不燃材とか、準不燃材とかそういったものも使って、これまでは規制されていたと思うんですが、なぜ今回、これが外されたのか、理由をちょっともう少し説明いただければと思います。

○黒木委員長 井原建築指導課長。

○井原建築指導課長 ただいまの飯田委員の御質問にお答えいたします。

内装の制限を廃止しても安全なのかという御質問についてですけれども、これまで茨城県内の特定行政庁、国と市を初め、日立市、ひたちなか市ですとか、あるいはそれ以外の市町村を東ねる茨城県とも、条例の改正について検討を重ねてまいりました。その中で、学校におきましては、近年、給湯設備のIH化ですとか、室内の温度管理もエアコン化が進んでいるということをごさいますして、火器を使用する機会が極端に少なくなってきたということと、またその火器を使用する部屋については別途法律で内装を制限するという規定がございますので、大きな支障がないものと考えまして、このように改正を計画してございます。

○黒木委員長 飯田委員。

○飯田委員 火器の使用が少なくなっているという、なくなっているとのことでありますけれども、これは特定行政庁で判断できるんですか。それともやっぱり国の建築基準法ですから、全国一律に改正することになるんですか。それはどちらなんですか。

○黒木委員長 井原建築指導課長。

○井原建築指導課長 ただいまの飯田委員の御質問にお答えいたします。

まず、法律のほうでございますけれども、特別支援学校を含む学校の用途に対して、内装を制限するという規制はございません。法律ではございません。その中で、条例で、各特定行政庁が必要に応じて規制を強化していたということになりまして、茨城県内では一律で同じような特別支援学校に対する内装制限を課しておりましたけれども、このたび茨城県内では、このような改正、廃止ということで各特定行政庁で対応することになっております。

以上でございます。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 飯田委員と同じなんですけれども、特別支援学校がなぜ規制緩和になってしまうのかということなんです。特別支援学校には、知的障害者、あるいは身体に障害がある方など、いろいろ援護が必要な子どもたちが通っている学校であります。そういう中で、結局、木造建築物を使ってもいいということで規制緩和するということでもあります。現在は天井とか、壁とか、不燃材料や準不燃材料を使うのが必要条件になっているんですけれども、しかし、そうすると、いざ火事になったという場合に、火の回りが早い、そうすると逃げおくれしてしまうということになってしまうのではないかとこのように思うんですが、その点で大丈夫なのかという点ではいかがでしょうか。

○黒木委員長 すみません。ちょっと質疑の途中ですが、御報告いたします。一般傍聴人1名がお見えになりますので、よろしく願いいたします。

[傍聴人入室]

○黒木委員長 井原課長。

○井原建築指導課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

先ほど、飯田委員の御質問に対する回答と重複する部分がございますが、学校におきまして、給湯設備のIH化、それから室内の温度管理につきましては、エアコン化が進んで火器の使用が極端に少なくなっているということ。それから、火器を使用する部屋につきましては、法令に基づき内装を不燃化するというふうに規定されておりますので、支障はないものと判断しております。

以上でございます。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 私は2つの観点からちょっと質問したいんですけれども、レオパレス21のアパートの問題で、天井とか壁に不燃材料が使われていなかったということで、今大問題になってますよね。引っ越さざるを得ないという状況にもなっているんですけれども、そういう問題が上がっているときに、天井とか壁について不燃材料を使わなくてもいいということにして、事故になった場合に、火災になった場合に大丈夫なのかということのを1つ、もう一度質問したいということと。

もう一つは、特別支援学校は今、教室が足りなくて、教室を2つにして使ってるんですね。真ん中をカーテンで仕切って、かなり工夫して教室をふやしているんですね。そういうものとこれは、そういうものを促進することにならないかということが懸念されるんですけれども、その点はいかがでしょう。

○黒木委員長 井原課長。

○井原建築指導課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

レオパレス21の件につきましては、法令に基づいた施工がなされていないものについては、法令に基づいて施工していただくということで、今回の条例改正とは余り関連性がないものと考えておりますが、火災につきましては先ほど申し上げたとおりで、大きな支障はないものと考えてございます。

2つ目の御質問である、カーテンでの仕切りを促進するのではないかとこのことにつきましては、現在の条例の中でもカーテンを使用することについては一切制限してございませんので、改正前と改正後においてカーテンで仕切ることについての規制はございません。

以上でございます。

○中庭委員 私もですね、特別支援学校のPTA会長をやったことがありますけれども、いずれにしても今、非常に教室が足りない。学校の増築とか、いろいろ行われてますよね。学校を増築できない場合に、教室をいくつも分けて使っているという例もありますので、それが、結局どんどん行われていくことにならないのか、ちょっと心配なので、意見を述べさせていただきたいと思います。

以上です。

○黒木委員長 ほかに。

松本委員。

○松本委員 この問題は、要するに木造を使いなさいという条例ですよ、早い話が。違うの、これ。国から県を通じてきている条例改正とは違うんですか。要するに国から県を通じて水戸市のほうにお金がおりてくるわけでしょう。それとは関係ないの。関係ない、この条例っていうのは。そうしたら何で、特別支援学校だけなの。木造でしょう。内装を木造にしろという内容とは違うのこれは。そういう条例っていうのはこれと違うのかもかもしれませんけれども、そういうことがあるということは皆さん認識してますよね。国から県を通じて水戸市のほうにお金がおりてくるという、木造に対しての。これ皆さん認識してるでしょ。これ平成31年度から早くやるでしょ、これ。9月と3月に分けてありますよね。それと全く関係ないの、これ。じゃ、これとは関係ないかもしれないけど、余分な話になっちゃうかもしれませんけれども、今、学校のいじめっていうのがありますよね。それで、ある学校では、全部内装を木造に変えたいらしいです。そしたら、子どもたちが落ち着いていじめがなくなったっていう事例があるんです。それとは違うの。何で特別支援学校だけがそういうふうになるのこれ。これは一部改正する条例だから、何で特別支援学校だけに絞られてるの。例えば、この委員会室だって、これ今は白壁になってますけど、木造だった場合とか、今、音響だって悪いよね。各会派の本会議の質問でも出ました。私は耳が悪いから余計聞こえねんだけど、執行部の中でもよく聞こえないという人もいますよね。会議室の中で。その場合に、例えばだよ、これはコンクリートだから、これは違うのかもしれない、感度がいいんだけど、各階の会議室というのは聞きづらい。これは確かだと思います。あれを例えば、上に木造なんかを張った場合に、その感度がどうなるのかなっていうふうには、私はよくなるんじゃないのかなって思うの。だから、この建築基準法の一部を改正する条例っていうものは、特別支援学校だけということで、この建築基準法が変わるの。その辺がちょっとよく私も納得できないんだよな。その辺。

委員長。ちょっと答弁を。

○黒木委員長 井原建築指導課長。

○井原建築指導課長 ただいまの松本委員からの御質問にお答えいたします。

特別支援学校だけなのかという御質問に対してでございますけれども、まず法令の中では、学校について内装を制限する規定はございません。ですので、小学校、中学校を初めとした、いわゆる一般の学校につきましては、内装にそういう不燃のものを使用するという規制がございませんので、今のままだでも内装を木質化することは可能なんです、学校に対するそういう規制は法律ではないんですが、水戸市のほうでは条例で特別支援学校等に対しては制限を付加していたというところがございますが、現在の公共施設などを木造化、木質化を促進するという時代の流れと、学校における火器使用が減少しているというところを踏まえ

て、特別支援学校だけに付加していた制限を取り払うというのが今回の目的でございます。

以上でございます。

○松本委員 いいですよ。

○黒木委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 ないようですので、議案第18号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第19号 水戸市土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例について、質疑のある方は発言を願います。

中庭委員。

○中庭委員 これはですね、根本地区の区画整理事業を廃止するという条例であります。根本地区の区画整理は既に、もう事業自体が中止になっていて廃止にするのは当然ですけれども、この時期になって、今回この条例を出した理由っていうんですか、もう見通しが全くななくなっちゃったということを出したのか、あるいは何なのかお答えいただきたいと思います。

〔発言する者あり〕

○黒木委員長 坏都市計画部技監兼市街地整備課長。

○坏都市計画部技監兼市街地整備課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

関係部との協議により、今定例会に提出するということになりました。

以上でございます。

〔発言する者あり〕

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 今の答弁はわかりましたけれども、私はもう区画整理事業そのものが、水戸市の場合でももう破綻に近くなってきていると思いますので、当然だと思えますよね、廃止するのは。それ以外に何かあるんですか。別の問題で、こんなことをこの地域にはしたいとか、そういうのがあるんですかね。

〔発言する者あり〕

○黒木委員長 坏都市計画部技監兼市街地整備課長。

○坏都市計画部技監兼市街地整備課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

今後の根本地区の整備につきましては、3月定例会で予算を議決していただいた後、根本地区の計画策定委託を来年度行い、用地取得の手法や整備内容などについて、関係部と調整を行ってまいります。

以上でございます。

○中庭委員 わかりました。

○黒木委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 ないようですので、議案第19号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第25号 水戸市下水道条例の一部を改正する条例について、質疑のある方は発言願います。

中庭委員。

○中庭委員 私は、3点について質問をしたいと思います。

第1点は、今度、消費税10%になりますと、3,248万円が料金の値上げになるといことなんですが、どういう計算で、これだけの値上げになるのかお答えいただきたいというのが1つであります。

それから、下水道にかかる消費税分の総額ですね、今、8%になっておりますが、今年の10月から10%になるということになると、値上げ分だけじゃなくて、消費税の課税増額分について幾らぐらいになるのかというのが2つです。

3つ目は、当年度純利益が来年度は4,040万円になります。ですから、このお金を使って値上げ分をやめるということとはできないのかという、この3点についてをお答えいただきたいと思います。

○黒木委員長 鬼澤下水道管理課長。

○鬼澤下水道管理課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

まず、消費税改定による影響額3,248万9,000円、請求資料のほうでお出しさせていただいたところなんですけれども、3,248万9,000円の算出根拠につきましては、平成31年度予算の下水道使用料は、10月1日からの半年分を10%として算定しております、35億4,131万1,000円を平成31年度予算として計上しておりますが、仮に、年間を通じて8%の消費税だった場合の金額を算出いたしました、それとの差額を求めて3,248万9,000円という数字を出してございます。

次に、下水道使用料のうちの消費税分が幾らなのかということにつきましては、下水道使用料の平成31年度予算が先ほど申し上げましたとおり、35億4,131万1,000円を計上しておりますが、そのうち消費税分は2億9,240万1,000円になります。

消費税改定による影響につきましては、先ほど申し上げましたとおり、請求資料でお出ししましたとおり、3,248万9,000円となっております。

最後に3つ目としまして、消費税分について使用料に転嫁しなければというようにお話したんですけども、下水道事業につきましては消費税納付が義務づけられておりますので、消費税率の改定に伴う下水道使用料の改定は不可欠なものであると考えてございます。

以上でございます。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 私はですね、やっぱり下水道料金まで消費税を値上げするっていうのは納得できません。これは水道料金に消費税を転嫁するのと同じでありますから、やはり増税になれば、今のお話しでは半年分で3,248万円、年間では6,500万円ほどの値上げということになりまして、結局、所得の少ない方にもたくさん負担を強いるということになります。そして、消費税そのものによる値上げ分は2億9,000万円、約3億円も、下水道料金で水戸市民が支払っているということは、これは、今、暮らしが大変、年金も下がっている中では大変だと思うんですね。私は、やっぱりこういう飲み水、下水道料金にまで消費税を転嫁するというのは、やっぱりやめるべきだと思うんですよ。もともとですね、消費税っていうのは所得の少ない人に重い、最悪の不公平税制ですから、貧困と格差を広げてしまうということでありまして、私は消費税増税はやめるべきだと思うので、もう一度、来年度の利益剰余金が4,040万円もあるわけですから、それを充てれば、値上げしなくても済むわけですよ。ぜひ、値上げしないということまで



きないのか、再度質問したいと思うんです。

○黒木委員長 国の法律で消費税というのは動きますので、水戸市だけ消費税を入れないのはあり得ない……

○中庭委員 ちょっと、黒木委員長、昔、消費税の3%課税がありましたよね。水道料金にもね。松本委員や村田委員も当時のこと、古いですから知っていると思うんですけど、水戸市で消費税分転嫁をやめたことがあったんですよ、一時、3%分を。だから私はこれはできると思うんですよ。だから、利益があるわけですから、やっぱり市民の暮らしを守るという点で、少なくとも増税分、値上げ分は水戸市で負担するということは可能じゃないかと思うんですが、再度お答えをいただきたいと思います。

[発言する者あり]

○黒木委員長 鬼澤下水道管理課長。

○鬼澤下水道管理課長 ただいまの中庭委員の御質問についてですが、まず、国において下水道事業については消費税納付を義務づけておりますので、消費税改定に伴う下水道使用料の改定は不可欠であると考えております。また、本市の下水道事業は一般会計からの多額の繰入金によって使用料の不足を補っている状態でございます。今後、繰入金は縮減していかなければならないものと考えておりますので、当年度純利益につきましては、翌年度への補填財源として使ってまいりたいと考えております。

○中庭委員 今の答弁に納得できない。私はやっぱり一般会計からの繰入金と、消費税の増税分っていうのはまだ関係のない話でありまして、市民の暮らしを守るという点から見ても、ぜひですね、増税分転嫁はしないでほしいというふうに思います。

以上です。

○黒木委員長 飯田委員。

○飯田委員 この議案第25号参考資料でですね、2番に改正内容とありまして、なお書きがちょっと書いてあるんですが、条例施行日前から継続して供給し、同日から云々とありますが、これは、施行日が10月1日になってますから、9月30日から10月31日までの使用料の確定ということで、従前の使用料を適用するということになると思うんですが、下水道と水道の場合は、2カ月に1回、実際に家庭のほうに使用料の請求が来るんですが、調定は毎月やっているんですか。それとも、2カ月に1回の請求の中で整理するってということですか。

[発言する者あり]

○飯田委員 毎月毎月、調定して料金を決めていけば、ここに当たる方もふえるかもしれませんが、2カ月に1回調定というかそういう請求をやっている場合は、水戸市の場合はそういうことでやっているのかどうかちょっと確認したかったんですが。

○黒木委員長 鬼澤下水道管理課長。

○鬼澤下水道管理課長 ただいまの飯田委員の御質問についてですが、2カ月に1回検針をしております。使用水量をはかっておりますので、その都度、2カ月に一度の調定をしております。

○黒木委員長 飯田委員。

○飯田委員 そういう状況ですが、この10月1日施行日で、10月31日まで従前の使用料を適用するっ

ていうのは、これは水戸市独自の考え方ですか。それとも、こういうふうに一般的にっていうか、改定があった場合は、その月の分までは従前の使用料ってことになるんですか。

○黒木委員長 鬼澤下水道管理課長。

○鬼澤下水道管理課長 ただいまの御質問についてですが、この経過措置につきましては、国のほうで標準的な事例が示されておりまして、それに倣ったものでございます。

○黒木委員長 松本委員。

○松本委員 これの議案は私は賛成ですよ。ただ、この水道とかでは、検針っていうのをやってますよね。今後、将来に向けて、これをやらずして、水道局のほうで各家庭の使用料がわかるような、こういう装置っていうのはできないわけではないと私は思うんですね。

そういう考え方に将来は持っていけば、経費の削減とか、ただ、設備投資っていうのは最初かかるかもしれないよ。仮に言えば東京電力なんかそれをやってますよね。各家庭に検針に行かなくてもちゃんと請求は来てますよね。

そういうことの方考え方っていうのは、将来に向けて、この上下水道局になっていった場合の考え、経費の削減、2カ月に一遍でしょう、検針をやっているのは、そうでしょう。そうするとその人件費っていうものがどのぐらいかかっているのかとか、そういう方面の方考え方のほうに、やっぱりもっていくべきじゃねえのかなってふうに私自身は思っているんだよ。

今、何万世帯が公共下水道に参入されているのか、水道のほうが多いような気がするけども、だからそれによって、水道が入ってるところは、大体下水道も公共下水道につないであるんじゃないのかなとも思うんだけど、入ってないところもあるかもしれない。だけど、これはやはりそこに受益者負担等の問題等があって、協力をするための水戸市の皆さん方のお願いっていうのかな。せつかくそこに下水道が入っても参入しない。家が新しいから、浄化槽が新しいからって言って。そうした場合には、今度は受益者負担をもらっているのかどうかとか、そういう問題になりますよね。だからそれをお願いをしながら、やはり将来に向けては検針なんてことはやめて、そういう方法、手法っていうものはできないもんですかね。これは技術的にね。東京電力のやつはどんなふうにしてやってるんだかわかんないけど。使用料っていうのはちゃんとわかるんだよね。だから水道料金だって俺、その使用メーターっていうのはできないってことはないと思うんですよ。そういうことは、今どうこうって言ったって無理だと思うので、内部のほうでよく協議をして、将来は何年後に向けてそういう方法を地域ごとにやっていくとか、何かそういう方法で人件費の削減っていうものを図っていったほうがいいのかないかなというふうに、私はこう考えてますから、これは要望にしておきます。

○黒木委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 ほかにないようですので、議案第25号に関しましての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第26号 平成31年度水戸市一般会計予算中第1表中歳出中第3款（民生費）中都市建設委員会所管分、第8款（土木費）及び第11款（災害復旧費）中都市建設委員会所管分並びに第2表継続費中第8款（土木費）並びに第3表債務負担行為中都市建設委員会所管分について、質疑のある方は発言を願ひ

ます。

中庭委員。

○中庭委員 私はですね、泉町1丁目の新市民会館建設にかかわる再開発の予算について質問したいと思います。議案書③の27ページを見ますと、来年度の再開発、泉町1丁目の再開発にかかわる予算は、2億1,080万円というふうになっております。この内訳はどうなっているのか、内訳についてお答えいただきたいと思います。

○黒木委員長 加藤技監兼泉町周辺地区開発事務所長。

○加藤都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 お答えいたします。

2億1,080万円の内訳でございますが、内容としましては市街地再開発事業の補助金、これと公共施設管理者負担金ということになってまいります。市街地再開発事業補助金としましては、議案書③27ページに記載のとおり、1億2,680万円。内容でございますが、主に共同施設整備費、いわゆる工事費でございますが、これの一部に対する補助金。また、公共施設管理者負担金、記載のとおり8,400万円でございますが、これにつきましては、主に事業地内の道路工事に要する費用でございます。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 今、加藤所長の答弁では、再開発事業補助金の1億2,680万円は、共同施設の建設費に一部補助をするということですが、共同施設っていうのは何なんですか。

○黒木委員長 加藤所長。

○加藤都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 お答えいたします。

組合が発注する施設建築物の工事につきましては、今年度内の工事契約を目指して進めているところでございます。その工事費に充当する補助金の一部としましては、今年度の補正予算で約2億6,000万円、今年の予算として確保してございます。これは、その後説明させていただきます繰り越しということになるものでございますが、この予算に加えまして来年度予算措置をするものでございまして、施設建築物の共同施設整備費というものは、補助要綱の中で定められている名称でございまして、いわゆる工事費の一部に対する補助金でございます。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 だからね、結局これは新市民会館をつくるという予算の一部。2億6,000万円の繰り越したお金と、1億2,680万円と取りあえず来年度、新市民会館をつくろうということですね。しかし、実際は、要するに泉町1丁目の新市民会館の建設予定地には、反対地権者もいるし、そして、まだ建物も建っていると。補償も行われていないという中で、それを全てクリアして前提として、今回の予算が組まれているということですね。だから、これはそういう点では、まだ何にもできていない、補償もされていない、何もされていないのにもう既にその先を見込んでやっていくということは、私は許されないと思うんですね。住民無視かと思うんですが、それでお聞きしたいんですけども、まず水戸市は、32億円の補償金というのを予算化してますよね。

昨日、議員のところにはファクスが来ましたが、権利変換計画が県で認可されたということで、いよいよ補償費の支払いも行われるということなんですが、まだ補償も行われていない、権利変換計画の実行も

されてないのに、もうどんどん、反対地権者もいるのに計画を進めてしまうっていうやり方は、これはどうなんですか、これはおかしいんじゃないですか。そこでお聞きしたいんですけども、本会議でも質問がありましたけれども、反対地権者については、土地調書も、それから建物調書も、水戸市の職員がつくって、水戸市の職員が署名して、そして捺印していくというやり方は、これは反対地権者を無理やり追い出すやり方とは違いますか。その点、一点お聞きしたいと思います。

○黒木委員長 加藤所長。

○加藤都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 お答えいたします。

ただいまの御質問でございますが、今定例会の代表質問でもお答えさせていただいたとおりでございますが、あくまで土地調書及び物件調書、これの署名押印を御本人が拒んだ場合の対応につきましては、土地収用法に準じて対応するという法の規定に基づき、かわって私が署名したものでございまして、問題はないものと考えてございます。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 私はね、この加藤所長が署名したということなんですが、やはりあくまでも住民無視でこの建設を強行するあらわれではないかなというふうに思っておりますので、本当にひどいやり方だというふうに思います。

それから2つ目は、水戸市の建物の補償額というのは、本年度に予算が提案されましたけど、32億円となりました。このうち、伊勢甚に対する補償は29億4,114万円ということですよ。これはそのとおりですか。

○黒木委員長 加藤所長。

○加藤都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 ただいまの御質問は補償費に係る御質問でございますが、今回提案させていただいている予算には補償費というものは見込んでございませんが、お答えしてもよろしいのでしょうか。

○中庭委員 委員長、それを前提に、これは要するに補償費も支払った、そして、権利変換計画も行ったということを前提にやっているわけですよ。

[発言する者あり]

○中庭委員 水戸市は、伊勢甚に権利変換計画の縦覧をやりました。29億4,114万円なんですよ。

転出補償も含めると。それに対して、水戸市が全体の補償費として予算化したのは32億円なんです。ちょっと私、表にしてみたんですけども。

○黒木委員長 中庭委員、その今言っている32億円の部分、議案書のどこに書いてあるんですか。

○中庭委員 いや、議案については、それを前提にして、2019年、2018年の予算には既に予算化されているんですよ。予算化されていて、この執行を前提にして、この今回の予算が組まれたんですよ。要するに更地にして……

[「議案が優先だっぺよ」と呼ぶ者あり]

○中庭委員 今の建物を更地にして、そうすると、32億円のうち、伊勢甚に対して29億4,114万円も補償すると。これで見ますと9割近くが伊勢甚に対する補償ということになってしまうんですよ。私は、

そういうことをやりながら、今回の再開発事業が進められているというのがおかしいんじゃないかと思うんですが、その点どうなのかっていうのを聞いているんですよ。その上で今回の予算が組まれているわけですから。お答えいただきたいと思います。

○黒木委員長 加藤所長。今回の予算議案で出ている予算内で、答えられる範囲の部分で答えていただきたいと思います。

○加藤都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 お答えいたします。

ただいまの御質問の、主に補償費に関係します補助金の御質問でございますが、平成30年度の予算の現年度執行、あるいは議会に提案させていただいております繰り越しの予算の中に補償費が多く含まれてございますので、その審議の中で答弁ということではいかがでしょうか。今、質問に答えるべきであればお答えいたします。

○黒木委員長 そういうことで、中庭委員、よろしいですか。

○中庭委員 今、加藤所長が言ったように、そっちの補正予算の審議の中でやりましょう、じゃそれは。

補正予算（第6号）がありますので、その中で詳しく、またちょっと質問したいと思います。

○黒木委員長 松本委員。

○松本委員 特別委員会のほうでは、権利変換計画は通ってますので、権利変換計画の契約っていうのはいつのころ行われるんですか。5名でしたっけ。いつのころ契約が行われますか。

○黒木委員長 加藤所長。

○加藤都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 お答えいたします。

水戸市の床の一部に権利を変換して、水戸市がそれを賃貸借するという御質問でございますが、相手方との実際の賃貸借契約につきましては、建物完成後になってまいります。ただ、担保としましては、県から認可をいただきました権利変換計画書の中で、新たな市民会館の一部にそれぞれの方が幾らの資産が置きかわるかというところは、権利変換計画書の中で明確にされたところでございます。

○黒木委員長 松本委員。

○松本委員 わかりました。

組合施行であっても、これは強制収用というものはあり得ますよね、作業だもの当然ね。前にも聞いたような気がするんだけど、忘れちゃったんだよ。その場合の税務のほうの関係っていうのは、強制収用をやった場合と、何かその違いとかありますか。税務控除の関係は。ありませんか。

○黒木委員長 加藤所長。

○加藤都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 御質問にお答えいたします。

強制収用、いわゆる都市再開発法の中では98条に代執行という規定がございまして、行政が組合に変わって代執行できる規定にはなってございます。

〔「税務問題は」と呼ぶ者あり〕

○加藤都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 代執行になった場合の税制につきましては、基本的には強制執行にならなかった場合と同様ということでございまして、再開発事業につきましては、特に皆さん一律に5,000万円控除、あるいは代替資産の買いかえ特例が使えるということではありません。権利者

の個々の状況によって、税制特例を受けられる方と受けられない方がおりますので、その状況は強制執行になっても変わらないものと理解しております。

○黒木委員長 松本委員。

○松本委員 そうするというと強制収用しても税率は公共事業だから、組合施行であっても5,000万円の控除にはなるということですね。そうですね。そういうことの解釈でいいんですか。

一つの例なんだけど、国道50号バイパスなんかは、水戸市が先に、前にも言ったように、水戸市の金等を代償していったんですよ。次の年に補助金をもらって、早く国道50号バイパスを完成させた当時の市長さんっていうのは私は立派だったなと思ってます。ですから、あれが1件だけはありましたよね。強制執行かけたのね、水戸市の事業で。だからそういうことを参考にして今、聞いてみたんですけども、私は何かその辺の控除額の差っていうのはあるのかなと思ってたの。だから、同じだっていうと、手間暇、経費、強制収用をかける、こういうものが、もしそういうことがあった場合だよ、あった場合、大変な皆さんの御苦労っていうものがあって強制収用になっていくわけだから、法的に。だからその辺の税の違いっていうのがあるのかなと思ったの。

○黒木委員長 加藤所長。

○加藤都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 補足でお答えさせていただきます。

再開事業の特徴として、やむを得ない事情に該当する場合、特例が受けられるということになっておりまして、やむを得ない事情の税制特例の認定そのものは、権利変換計画がまとまる前という規定になってございます。権利変換計画でまとまった後の、いわゆる例えば、転出、あるいは売買、こういった場合になりますと、税制特例はございません。

○松本委員 はい、いいです。

○黒木委員長 ほかにございますか。

中庭委員。

○中庭委員 もう一つ、今回泉町1丁目の関係予算の中に、泉町周辺地区整備事業費5億5,000万円が計上されてますよね。議案書③にも出てますけれども、この③の説明書では、幹線市道4号線、上市196号線、それから芸術館西通り線と書いてありますが、これは、内訳はどうなっているんですか。

○黒木委員長 加藤所長。

○加藤都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 お答えいたします。

議案書③の27ページに5億5,000万円の主な内訳が記載されております。

27ページです。

まず、4億9,090万円というものがございますが、これにつきましては主に工事費を予定しております。幹線市道4号線、水戸芸術館と新市民会館との間の道路でございますが、ここの道路の工事費、あるいは公有財産購入費、それに伴います補償費、こういったものの用地買収がまだ残っている関係、あるいは工事に伴います地下埋設物の移設補償、こういったものが4億9,090万円でございます。

次の2,400万円、これにつきましては、国道50号の下に地下連絡通路がございますが、これを延伸させて新市民会館とつなぐものでありますが、この工事に関連します地下埋設物の移設補償費でございます。

また、次の2,610万円につきましては、今年度、土地開発基金にて代替地先行買収させていただきました、これの買い戻しでございます。

以上でございます。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 予算の中身を見ますとね、これも、結局新市民会館の建設を前提とした予算でありまして、そして特に幹線市道4号線、あの道路を広げるということと、それからみと文化交流プラザ前の道路を一方通行から両面通行に変えて、あそこに今度は駐車場をつくるというための予算が組まれているということですよ。そして、この地下連絡通路にしても、京成百貨店と新市民会館を結ぶ地下連絡通路の整備ということで、どんどん予算上は進めていくということになっていて、これも、本当にそういう点では、住民無視を重ねるといって予算で行くと、要するに住民の声は聞かないと。あくまでも、権利変換計画を進めていくこととありますので、私はこういう予算を組むべきではないんじゃないかと思うんですが、1つ、今、上市196号線がありますよね。これについてまだ買収に応じない方もいらっしゃるし、水戸芸術館の脇の駐車場の建設についても、まだできておりませんので、私は、こういうやり方をどんどんこの予算上進めていくやり方はおかしいんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。こういうのをどんどんこの予算上は進めていくと。

[発言する者あり]

○中庭委員 要するに去年も、今年度予算でも補償費を組む、こういうやり方は私はおかしいと思うんですよ。やっぱり住民の合意なしに、どんどん予算上進めていくっていうやり方はおかしいと思うんですが、いかがですか。

[発言する者あり]

○黒木委員長 加藤所長。

○加藤都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 お答えいたします。

新市民会館整備、いわゆる泉町1丁目北地区市街地再開発事業、これにつきましては、特別委員会の中で御審議をいただきまして、進めることについてお認めいただきながらこれまで進めてきたものでございます。それに関連する予算につきましては必要不可欠なものと考えてございます。

○中庭委員 地下連絡通路の支障物件移設補償費って何ですか。具体的には。

○黒木委員長 加藤所長。

○加藤都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 お答えいたします。

地下連絡通路工事に伴いまして、開削工事を進めるわけでございますが、現在埋設されております水道、あるいはガス、これが支障になりますので、これの先行的な移設補償でございます。

○中庭委員 この項目っていうのは債務ですけれども、権利変換計画なんですけれども、この権利変換計画によって、移転補償とか補償費の総額ってのは幾らぐらいなんですかこれは。

○黒木委員長 加藤所長。

○加藤都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 お答えいたします。

権利変換計画書に定められました、いわゆる91条補償でございますが、土地費につきましては6億

9,200万円、建物につきましては25億9,000万円、合わせて32億6,200万円でございます。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、全部で移転補償が32億円ですよ。土地代が6億9,200万円、建物補償が25億9,000万円だということで、合わせて32億円ですよ。このうち伊勢甚に支払うのが29億円ですよ。29億4,111万円ということで、余りにも、私はこれを見たら伊勢甚に対する補償が大部分を占めているというふうに言わざるを得ないと。そして29億円の伊勢甚に対する補償の内訳を見ますと、土地代が3億5,000万円なんですよ。そうすると半分近くが伊勢甚に対する補償と、伊勢甚に対する建物補償は25億円ですから、まさに、この建物補償の大部分が伊勢甚になってしまうということじゃないですか。これは。これはどうなの。

○黒木委員長 すみません、中庭委員。今回の議案でその個別の事業者名をちょっと余り出してもらうのはまずいと思いますが、そこまでは入っていないので今回の件では。

○中庭委員 だってこれは権利変換計画の中で進められているわけでしょう。

○黒木委員長 権利変換計画の中、今回支障物件とか説明があったとおり、地下の埋設物の水道、ガスの管の移設ということでの議案です。

〔「議案で匿名を出すのはおかしい」と呼ぶ者あり〕

○中庭委員 いや、だってね。

○黒木委員長 余り質問が外れられると困ります。

○中庭委員 だってね、私ね、さっき加藤所長が言ったでしょうよ。

〔発言する者あり〕

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 先ほど、加藤所長が答弁しましたよね。土地代などの5億円、建物の補償が25億円だと、それを合わせて32億円だと言いましたよね。実際、32億円の内訳の中で伊勢甚に対する補償が土地では3億円、建物では25億円だから、建物補償の大部分が結局伊勢甚に支払われるということになるとね、これはどんなものかと。そうすると結局今回の補償の9割が伊勢甚のために支払われると。9割以上ですね。9割以上が支払われるということになると、これは伊勢甚が一番利益を得るということになるんじゃないかと。伊勢甚のための新市民会館の建設かという、現に出されておりますけれども、そういうことに当てはまっちゃうんじゃないかと思うんですけど、いかがですかこれは。なぜ、この32億円のうち土地代が半分、それから建物の25億9,000万円ですか、そのうち伊勢甚に25億円、だから大部分ですよ。こういうことが行われていいのかっていうふうに私は思うんですよ。

ほかの建物の補償ってないんですか。土地についても。

○黒木委員長 加藤所長。

○加藤都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 お答えいたします。

御質問でございますが、補償費に関する御質問でございます。

91条の中には建物補償というのがございますが、それに対する補助金も今年度に支払う予定もしてございます。関連としまして、平成30年度補正予算の審議の中でお答えさせていただきたいとは思いますが、



改めて来年度予算には補償費というものは計上してございませんので、平成30年度補正予算でお答えさせていただきます。

○中庭委員 それでいいです。

○黒木委員長 飯田委員。

○飯田委員 今回、危険ブロック塀と撤去に対する補助ということで予算が組まれておりますが、これは1,000万円ですね。この中身は、もう1回、おさらいになっちゃうかもしれませんが、事前に調査をされて、ブロック塀の危険箇所は把握されていると思うんですけども、それに対して、十分な予算がここで確保されているかっていうのは、1件当たり10万円でしたか。限度額10万円ってということだと、事前調査で幾つそういった箇所があったのか、まず伺いをしたいと思います。

○黒木委員長 井原建築指導課長。

○井原建築指導課長 ただいまの飯田委員の御質問にお答えいたします。

事前調査を済ませまして、およそ220件、そういった対象となりそうなブロック塀があると把握してございます。

○黒木委員長 飯田委員。

○飯田委員 そうすると、約半分ぐらいを想定しているんですね。

○井原建築指導課長 はい。

○飯田委員 個人のブロック塀であっても、会社のブロック塀であっても、これは対象となるんですか。会社のほうですね。

○黒木委員長 井原課長。

○井原建築指導課長 ただいまの飯田委員の御質問にお答えいたします。

まだ、現在考えている中では、当然個人のブロック塀を対象にさせていただきます。法人等のブロック塀につきましては、ちょっと要件等の調整を今後しながら、検討してまいりたいと思っております。

○黒木委員長 飯田委員。

○飯田委員 これは新しい事業なんですけど、要綱か何か定めて、例えばブロック塀等といった場合、ブロック塀はもちろん入りますけどね、大谷石みたいなものとかいろいろ種類があると思うんですが、そういったことについても規定して、要綱を定めてスタートするってということですか。

○黒木委員長 井原課長。

○井原建築指導課長 御質問にお答えいたします。

今後、要綱を定めて、ブロック塀、それから組積造、大谷石など、そういったものを対象にすることを想定してございます。

○黒木委員長 飯田委員。

○飯田委員 はい、わかりました。

そうすると、4月1日スタートってということじゃなくて、少し時期がおくれる形になるんですか。その辺はどうでしょう。

○黒木委員長 井原課長。

○井原建築指導課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

現在、国の財源の確保につきまして、条件等いろいろ確認をしている最中でありまして、なかなか年度当初というのは難しい状況でございますが、できる限り早い実行に向けて進めてまいりたいと考えております。

○黒木委員長 飯田委員。

○飯田委員 はい、ありがとうございました。

次に、健康まちづくり計画の策定ということで、今回新しい事業であるんですが、都市計画課のほうが担当だと思んですが、これはちょっと福祉のほうの関係じゃないかと最初は思ったんですが、これは市民の健康づくりの推進に向けた都市構造の分析や市民の動向調査ってということで、中身的にはどのようなことなんでしょうか。

○黒木委員長 黒澤都市計画課長。

○黒澤都市計画課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

中身といたしましては、今検討している内容でございますが、健康といったことを考えるときに、やはり歩くということは大事だと思います。そのときに、意識をして歩くのではなくて、歩かせるまちづくりを中心市街地のほうで、そういう楽しいまちづくりもちょっとしてみたいなということで、そこら辺の検討を計画しているという観点です。

○黒木委員長 飯田委員。

○飯田委員 これは単市事業じゃなくて、国補助とかそういった事業ですか。

○黒木委員長 黒澤課長。

○黒澤都市計画課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

こちらは単市となっております。

○黒木委員長 飯田委員。

○飯田委員 そうですか。なかなかちょっと珍しい形の事業だと思いますが、それから、あとやっぱり新規事業で、東京圏からの移住支援事業っていうのは、今回、これは住宅政策課のほうだと思うんですが、こちら東京圏からの本市への移住促進ということで、補助金を720万円つけておりますが、これは1件当たり幾らとか、あとその補助をもらえる条件など、ちょっと説明を願いたいと思います。

○黒木委員長 木村技監兼住宅政策課長。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 ただいまの飯田委員の御質問にお答えいたします。

東京圏内のほうから、Uターン、UIJターンについて、こちらのほうから移住を後押しするために、最大100万円の支援、こちらに関しては条件が幾つかあるんですけども、県のほうとマッチングした企業のほうに戻られてくる方に対する、移住するための補助金という形になっております。

○黒木委員長 飯田委員。

○飯田委員 条件はあくまでも移住であって、水戸駅から東京まで1日1,000人ぐらいの方が日帰りで通勤していると思うんですが、そういう方じゃなくてあくまでもこちらに住み着くということが条件ですか。

○黒木委員長 木村課長。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 対象となる方は、東京23区内に5年以上在住している方、もしくは東京圏内に5年以上在住し、かつ東京23区で5年以上通勤している方、そういう方を対象にしまして補助金を出すという形になっております。

○黒木委員長 飯田委員。

○飯田委員 はい、わかりました。

5年以上の通勤ですね。わかりました。

あと、こちら議案書②の191ページのところで、安心住宅リフォーム支援事業とかお話しがあったんですが、今回は安心住宅リフォーム支援補助金が2,000万円、それから子育て世帯まちなか住みかえ支援補助金が1,116万円ってことであるんですが、こちらは、今年度の実績見込みはどのぐらいなんですか。何件で幾らぐらいの補助金が出されるんですか。

○黒木委員長 木村課長。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 ただいまの飯田委員の御質問にお答えします。

まず、安心住宅リフォーム支援事業の今年度の実績といたしまして、現在178件を見込んでおります。

それとあと、子育て世帯まちなか住みかえ支援事業、こちらのほうはですね、今年度43件を実施しております。

○黒木委員長 飯田委員。

○飯田委員 すみません。件数と補助金の支出見込み額もお願いしたいんですけど。

○黒木委員長 木村課長。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 大変申しわけございません。

安心住宅リフォーム支援事業のほうは、今年度178件、交付見込み額が1,680万円を超えております。

子育て世帯まちなか住みかえ支援事業のほうは、43件、交付見込み額が470万円を超えている状況でございます。

○黒木委員長 飯田委員。

○飯田委員 安心住宅リフォーム支援事業と子育て世帯まちなか住みかえ支援事業はいつから始まったんですか、これ。実績は。始まったばかりですか。

○黒木委員長 木村課長。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 ただいまの飯田委員の御質問にお答えします。

安心住宅リフォーム支援事業に関しては2017年度から。子育て世帯まちなか住みかえ支援事業のほうは2016年度からスタートとなっております。

○黒木委員長 飯田委員。

○飯田委員 わかりました。ある程度、実績が上がってきているんだと思いますが、子育て世帯まちなか住みかえ支援事業のほうは、若干この予算執行が少なめになっているんじゃないかと思いますが、PRのほうをお願いしたいと思います。

○黒木委員長 ほかに。

中庭委員。

○中庭委員 私はですね、市営住宅について質問したいと思います。

質問の第1点は、風呂釜の設置の問題ですけれども、本会議の答弁では、修繕費の中で今後対応していくということなんですけれども、修繕費はその分として幾らふえているのかということと、それから風呂釜の設置は幾らぐらいを見込んでいるのか答弁をいただきたいというのが1点です。

2点目は、手すりの設置なんですけれども、これも答弁では来年度予算の長寿命化の中で対応していくということなんですけれども、具体的に幾らぐらい予算化をしているのかということで、特に県営住宅は全棟つけるということで今、年次的にやっていますけれども、水戸市の場合は長寿命化の中でつけるということで、一体どのぐらいの予算が計上されているのかお答えいただきたい。

それから市営河和田住宅の建てかえの問題では、今、9期にこれから取り組むということなんですけど、全体の建てかえ計画は2032年度ということでは言っていますよね、あと12年、13年ぐらいなんですけれども、早く完成してほしいと、待てないと、死んでしまうということなんですけれども、これについて前倒しの計画はないのか、この3点をお聞きしたいと思います。

○黒木委員長 木村課長。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

まず初めに、市営住宅に係る、県住宅管理センターのほうへ委託しております維持補修費につきましては、平成30年度ベースでお答えしますと、約260万円の増額ということになっております。

続きまして、風呂釜のほうなんですけれども、こちらは議会でお答えしたとおりで、具体的な設置戸数というのは設置しておりませんので、維持補修費の中から空き室に対して入居前の修繕の一環としまして、段階的に整備していく方針としております。

続きまして、手すりの設置についてですが、こちらも答弁と同じになってしまうんですけれども、次年度からの長寿命化工事の中で計画的に設置していくということになっておりまして、具体的に手すりに関して予算が幾らという形では予算を取っておりません。

最後に、河和田住宅の建てかえについて、こちらにつきましては、現在河和田住宅建てかえ計画により、現在8期が完了したところでありまして。全体の完了は平成44年度の予定となっておりますが、まず次年度から、9期の工事の推進を図ってまいりたいと考えております。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 今の答弁を聞いて、非常になんて言うんですかね、やる気のなさっていうのを感じました。

まず修繕費、あるいは改善費の中で予算を組んでいくということなんですけれど、増額した場合に260万円ということでありまして、これが全部お風呂に使われるわけではないということですから、具体的に、何戸つけるかっていうのは全く出てない。手すりについても、長寿命化の中でつけていくっていうことで具体的な予算がない。全くやる気がないんじゃないかと、水戸市はやる気あるのかと、住宅政策課やる気あるのかというふうに思いました。これでは空き戸数がどんどんふえてしまうので、私はまず県営住宅のように、設置戸数を決めて別途、予算化すると。修繕費の中での予算じゃなくて、ちゃんとした予算を組んでいただきたいと思います。

それから、手すりについても別途、予算を計上していただきたいと思います。

次の質問ですが、専決処分が今回出されました。その中で、住宅明け渡しの裁判が和解も含めると全部で20件ありました。この住宅明け渡しの裁判に訴える基準はどういうものなのかというのが1つ。

2つ目はですね、和解の条件が余りにも厳しすぎるということで、最大60回の分割払いということで、これはもう少し長期に延ばさなければとても支払えない。1カ月5万円も、滞納家賃も含めると支払わなくちゃいけない、こんなのは不可能ですよ。だから、その点の改善を求めたい。

それから3つ目は、水戸市は来年の4月から連帯保証人制度を見直すと言っているんですけども、具体的に廃止するのか、廃止しないのか。そしていつ条例を提案するのかお答えいただきたいと思います。

○黒木委員長 木村課長。

○木村都市計画部技監兼住宅政策課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

まず、訴えの提起の基準でございますが、訴えの提起につきましては、再三の催告にもかかわらず、納付意思が見られない滞納額が高額となっている、悪質な滞納者を対象としております。

次に、即決和解につきまして、5年間以内で60回以内の分割支払いに対して高額という御質問でございますが、あくまでも相手方のほうからの提示ということで、相手方からの和解ということで分割の回数を決めているものでありまして、水戸市のほうから月々幾ら支払えというような指示をしているわけではございませんので、御理解いただきたいと思います。

続きまして、来年度の民法改正に伴う連帯保証人の御質問かと思われませんが、こちらは現在、県も含めて勉強会と各市町村の情報を収集しているところでございます。こちらの条例改正に伴う予定としましては、12月の議会に提出する予定でおります。

以上です。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 この住宅明け渡しの裁判は、結局、無理やり裁判所の手続で強制執行して放り出すわけですから、ホームレスとかになってしまう方もいらっしゃると思います。ですから私は、生活保護を勧めたり、あるいは福祉施設の入所を勧めたりしながらきちんとした対応をすべきではないかと思えます。

それから2つ目は、最大60回5年間の分割支払いということなんですが、これは水戸市で決めたんですよ。決めているんですね。5年間というのは。だからどうしても、例えば100万円ぐらいの滞納になってしまうと大変な支払いになっちゃう。現家賃も含めると5万円近くになってしまうやり方になってしまうので、これは、5年というのを決めないほうがいいんじゃないかと思うんですがいかがかと。

それからあとは、来年度中に連帯保証人を見直す問題については今、勉強会だと。いつまで勉強会をやっているのかというふうに言いたいと思います。国は、昨年3月の通達で、連帯保証人制度は廃止と言っているんですよ。これはもう身寄りのない方が入居できなくなってしまうということも、その理由に挙げていますけれども、やっぱりきちんと廃止するということが必要だと思うんです。にもかかわらず水戸市は、今議会で報告したように、13人の連帯保証人を訴えたわけですよ。そんなことをやっているのだから、全く、この国の方針にも反しているやり方は、私は即刻やめて、やっぱり廃止すべきではないかと思うんですが、勉強会をやっている暇どころではないと思います。

この3点について、もう一度お答えいただきたいと思います。

○黒木委員長 すみません。今回の予算の議案から外れてますので、先ほど答弁していただいた部分で御了承いただきたいと思います。

また、裁判に関しては報告事項で、市長から本会議で報告がありましたので、裁判に関してはちょっと答弁を控えさせていただきたいと思います。

ほかにございますか。

中庭委員。

○中庭委員 ほかの問題ではですね、内原駅の橋上駅舎化についてですけれども、非常にこれは住民の皆さんから望まれているところでもあります。特に内原駅、内原周辺は人口が非常にふえているということでもありますので、今後のスケジュールはどうなっているのかということと、2つ目は、国からどのくらいの補助金が出るのかお答えいただきたい。

○黒木委員長 坏課長。

○坏都市計画部技監兼市街地整備課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

スケジュールにつきましては、今年度実施設計を行っており、来年度の第三・四半期にJR東日本と工事の協定を締結し、着工する予定でございます。工事の完成については、2021年度末を目指してまいります。

交付金につきましては、社会資本整備総合交付金の都市・地域交通戦略推進事業と街なみ環境整備事業を組み合わせまして、約50%、国土交通省からの支援を受ける予定でございます。

以上でございます。

○黒木委員長 ほかに。

松本委員。

○松本委員 飯田委員と中庭委員のほうに関連するんだけど、予防みたいなものなんだけど、滞納の5年での話、私から言わせれば、長過ぎる、高額になっちゃう。たとえ2万円の家賃でも、年間24万円。5年間となると高額になっちゃう確かにね。ただその5年で強制取用をかけていくってことは、私は逆に長過ぎじゃないかと思う。その辺を検討して、事前にもっと滞納者との話し合いを詰めて分割で支払うような方法を積極的にやるべきだと私は思っております。連帯保証人の問題等については、これがやはりもらうものはもらう、支払うものは支払うという前提から言えば、当然つけるべきだろうというふうに私自身は思ってますよ。中庭委員さんだって前に連帯保証人になっていて、ちゃんと支払っていただいたんだから。だからこれは必要だと私は思ってます。

それから建築基準法の問題で、先ほど飯田委員のほうからお話しがございましたね。ブロック塀に対する補償とかなんとかのね。いろいろな場合もケースもあると思いますよ。泉町だけじゃなくても。建築基準法からいって高さっていうのはありますか。あれは、塀っていうのは。ありますか。ちょっと地上からどのぐらいなのか、教えてください。

○黒木委員長 井原課長。

○井原建築指導課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

鉄筋が入ったコンクリートブロック等の塀につきましては、現行の法規では高さ2.2メートル以下とすることと……

○松本委員 2.2メートル。

○井原建築指導課長 はい。規定されてございます。

○黒木委員長 松本委員。

○松本委員 大谷石とか、例えば、鉄筋が入ってないのが多いよね。私の思うところ。だから震災の時に崩れたのは大体大谷石なんだよね。大谷石でもちゃんと鉄筋を入れるようなつくりをすれば私はできると思っていますよ。だから、要するに、2.2メートルっていうのは、ずっと背が高いよね。じゃ2メートルまでだったら、その塀をつくるのには、届け出も何もしなくていいということになりますか。

○黒木委員長 井原課長。

○井原建築指導課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

原則的に補強コンクリートブロック造の塀を築造するときには、建築確認等は必要ございません。防火地域、準防火地域においては必要になりますが、原則確認申請等の必要はございません。

○松本委員 指定防火地域以外は要らないってこと。じゃ、指定防火地域は必要だっていうことなの。指定防火地域っていうのは要するに色分けで言ったら、都市計画法で何色ですか。

○黒木委員長 井原課長。

○井原建築指導課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

防火地域、準防火地域、主に中心商業地において指定されてございます。

○松本委員 そこは必要なの。でねえの。必要なの。そこだけじゃ、2メートルまで建ててもいいってことですか。

○黒木委員長 井原課長。

○井原建築指導課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

法律上は2.2メートル以下まで築造することが認められております。

○松本委員 今さ、学童の話とはちょっとずれますけれども、危険区域が水戸市内に百何カ所とあって答弁があったような気がするんだよね。それは、要するにみんな2メートル以下なんだろうと思うの。そうであっても、危険だというふうに調査の結果が出たんだと思うんだよね。だから、調整区域とか例えばその商業地域とか、住居地域とかにかかわらず、そういう判断が水戸市の調査によって出たんだろうと思うんだよ。だから、私の考えは、たとえ大谷石であってもこういう手法にしないと、これから塀を建てる人は。そういう何か、届け出制度みたいなものがあったでもいいんじゃないかなっていうような気がするんだけど、これから先新しく家がどんどん建ってくるでしょう。都市計画法でエリア指定とか設けてますから、そうするっていうと、おのずから塀っていうのはそれぞれ境界線を大体こう建ててくるってね。その場合なんかは結局2.2メートル以下ならばなんの届け出をしなくても、たとえ大谷石でつくったとしても、届け出がなければやはり、これから起こるであろうと思われる震災に、またこういう問題が出てくるんじゃないかなっていうふうに思うんですよ。ですから、建築確認は建築確認で当然、これは建築基準法っていうのがありますから、家を建てる場合には当然なんだけど、その場合に、塀はどうするんですかというような条件

つきみたいな、やっぱり、お隣同士の境はどうするんですかとか、どういうことでやるんですかとか、当然聞けば、塀は建てますよって言うと思うの。じゃ、どういう塀をつくるんですかとか確認をして、いずれ金があるから大谷石でやるよと場合もあるかもしれないし、震災のためにネットだけでこうしますよという家もあるかもしれないし、いろいろだと思うの。だからその辺が、やはり今後の安全対策の1つにもなるんだろうと思うの。だから確認をおろすときにそのところまで踏み込んで、条件を出して確約をもらって、そして確認をおろすというような方法に切りかえたらいいのかなって、私自身は思っているんですけど、じゃ、今度の危険区域の場合は、これは百何カ所って言ったような気がするんだけど。

〔「220カ所」と呼ぶ者あり〕

○**松本委員** かなりあったと思うのね。学童が通学するのにね。それは注意をするだけ、その経費っていうのは誰が出して、どういうふうにしていくのかっていう問題になってくるでしょう。地主さんに言ったって、今金がないからできねえよと、あなたの負担ですよって言えば、そういった答えも返ってくるかもしれないよ。だからそれはこれからの課題としても、今後確認をおろしていく中で、そういう問題が起きないように、やはり考え方も1つの方法なんじゃねえのかなと、私は思ってるんです。これは要望でいいですよ。検討してみてくださいと思います。

○**黒木委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**黒木委員長** ないようですので、議案第26号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第31号 平成31年度水戸市東前第四土地区画整理事業会計予算について、質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**黒木委員長** ないようですので、議案第31号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第32号 平成31年度水戸市東前第二土地区画整理事業会計予算について、質疑のある方は発言願います。

飯田委員。

○**飯田委員** この372、373ページのところです。財産売払収入っていうことで、保留地の売り払い収入が3億3,200万円ちょっとありますけど、これは土地の保留地何区画分を今回売り払うのか。そしてまた、平米当たり幾らぐらいから幾らぐらいまでの単価でしょうか。

○**黒木委員長** 坏技監兼市街地整備課長。

○**坏都市計画部技監兼市街地整備課長** ただいまの飯田委員の御質問にお答えいたします。

区画数につきましては、33区画でございます。

平均単価につきましては、平米当たり2万325円でございます。

以上でございます。

○**黒木委員長** 飯田委員。

○**飯田委員** 今回、33区画ということで、これは東前第二土地区画整理事業で、全体としては何区画を考えているんですか。



○黒木委員長 塚課長。

○塚都市計画部技監兼市街地整備課長 ただいまの飯田委員の御質問にお答えいたします。

全体区画数が99区画でございます、これまで累計66区画を販売しまして、残が33区画ということになっております。

以上でございます。

○黒木委員長 飯田委員。

○飯田委員 じゃ、今回で3分の2ということで、そうすると残りの33区画は、これはまだ区画整理も工事とかも終わっていない土地ですか。残りはどういう状況なのでしょう。

○黒木委員長 塚課長。

○塚都市計画部技監兼市街地整備課長 ただいまの飯田委員の御質問にお答えいたします。

15区画につきましては、平成31年度に完成する予定でございます、あと残り12区画につきましては今後造成していく予定でございます。

以上でございます。

○黒木委員長 ほかにございませんか。

松本委員。

○松本委員 参考までに。

最初のころ、第1区画って言うのかな、これは、東前の中でも1工区とか2工区とか3工区とかって分けたでしょう。区画整理。分けてなかったっけ。分けてない。全体で一緒なのか、これ。これは分けておいてこう区画整理をしていったような気がするんだけど、違うのかな。私の認識の違いかな。平米当たりで2万円幾らって言ったよね。そうすると、今、それはかなり値下げをしている価格だと思うの。だから最初に買って住んでいる人たちとの、そこら辺の調整っていうのは図られているの、これ。当時は、十何万円だと思うんだよ。これはきっと。これでいくっていうと坪当たり7万円とか、そこらじゃないかい、違うけ。その辺の差額っていうのが、最初に買って住んでる人と、早く売るためには値下げしたほうがいいと思うよ。土地は下落してるんだから。その辺のその同じ区画整理の中での問題っていうのは何か起きませんか、これ。起きてないですか、現在。

○黒木委員長 塚課長。

○塚都市計画部技監兼市街地整備課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

現在、そういう価格についての苦情等はありません。

以上でございます。

○黒木委員長 松本委員。

○松本委員 参考までに、最初ここが始まったころの価格、幾らぐらいで売っていたの。わからねえか。

○黒木委員長 塚課長。

○塚都市計画部技監兼市街地整備課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

平米単価で5万9,000円でございます。

以上でございます。

○黒木委員長 松本委員。

○松本委員 平米と言ってもなかなかぴんとこないんだけど、そうするっていうと17万円ぐらいになっているでしょ。そうすると10万円ぐらいダウンしてるんだよね。仮に。だから、そのぐらいの差が出ちゃっているわけだから、同じ東前町でも、東前区域じゃ大体市街化区域って安くするしかねえんだから、だから何か出ているのかなって気はしてたの。それに下げてもなかなか売れない状況でしょ。だから水戸市が不動産をやったって無理なんだよ。要するに。こういうのは例えば、業者に委託しちゃうんだよ。手数料を支払っても。水戸市は手数料を支払わねえから。お客さんがあっても、業者がここをあっせんしねえんだよ。私はそう思うんだよ、個人的にね。だから幾ら坏課長が頑張ったってなかなか残骸などがいつまでも残っている。委託しちゃうっていうような考えっていうのはねえのけ。協会に。宅地建物の取引業協会っていうのはあるでしょう。そこに委託しちゃうんだよ。その一番の例が堀町の希望が丘団地。日の当たるほうばかり売っちゃって、日陰が全部残ったでしょ。水戸市が不動産をやったって、難しいんだよ。この価格なら私は売れると思っているんだよ。だから、その辺のところをほかに内部調節だ、これも。水戸市はお世話したって手数料を一銭も出さないし。だから誰もが世話してくんねえんだよ。世話してくれないんじゃないかなと私は思うんだよ。そういう考えっていうのはできますか。坏課長の個人的な考えでいいよ。

○黒木委員長 坏課長。

○坏都市計画部技監兼市街地整備課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

委員のおっしゃるとおり、民間にお願いするという事は、販売促進について非常に重要なことだと考えておりますので、内部で今後検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○松本委員 はい、終わり。

○黒木委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 ないようですので、議案第32号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第38号 平成31年度水戸市下水道事業会計予算について、質疑のある方は発言願います。

中庭委員。

○中庭委員 平成31年度の当初予算で、消費税を納める総額、先ほどの答弁では24億9,000万円ぐらいを今年度予算で見込んだということですが、来年度はどのぐらいの消費税を見込んでいるのかお答えいただきたい。

○黒木委員長 鬼澤課長。

○鬼澤下水道管理課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

先ほど答弁させていただきましたとおり、下水道使用料のうち消費税の分は幾らかということになりますと、下水道使用料収入35億4,131万1,000円のうち、消費税分としましては2億9,240万1,000円でございます。

○中庭委員 先ほどは、私の勘違いかな。先ほど答弁がありましたよね。2億9,000万円。これは、平成31年度の額ですか。平成31年度に、いわゆる消費税が、9月まで8%、それから10月から10%分

の総額が2億9,000万円ということですね。わかりました。

○黒木委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 ないようですので、議案第38号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第43号 平成30年度水戸市一般会計補正予算（第6号）中第1表中歳出中第8款（土木費）について、質疑のある方は発言願います。

中庭委員。

○中庭委員 先ほどですね、中断してしまった問題のことなんですけれども、議案書⑩の47ページを見ますと、繰越明許費調書というのがありまして、その中で泉町1丁目北地区市街地再開発事業で54億420万円というのが記載されております。そして、今度その中で、来年度、35億3,680万円を繰り越すということにしたと。要するに54億円を予算化したけれども、35億円を繰り越すと、19億円は使ったけれども、残りは使えなかったということなんですけど、この内訳をもう少し詳しく説明していただきたいなと思います。

○黒木委員長 加藤所長。

○加藤都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 お答えいたします。

現年度での執行分が、金額にしますと10億6,740万円ということになってございます。

内訳でございますが、一般会計再開発補助金としましては、10億5,602万円、さらにこの内訳でございまして、全てが建物の補償費に対する補助金でございまして。

交換金につきましては、年度内執行分が1,138万円ということでございます。これにつきましても、建物の補償費に対する負担金全額でございまして。

以上でございます。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 ちょっともっと端的に知りたいんですけども、54億円の内訳を言って欲しいんです。もう一度、54億円の内訳。要するに当初予算の54億円っていうのはありましたよね。それが35億円になっちゃったということなんですけど、54億円の内訳。

○黒木委員長 加藤所長。

○加藤都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 お答えいたします。

54億円のうち8億円につきましては、土地開発資金でございますので、これを除いた46億円について御説明いたします。

46億円のうち39億円が一般会計の補助でございまして、内容につきましては、補償費が16億8,000万円、解体工事費が9億5,000万円、建築工事費の一部として2億6,000万円、その他審査会等経費でございまして。一方、交換金でございまして、6億6,000万円の内訳でございまして、補償費が4億4,000万円、解体工事費が1億6,500万円、道路工事費が3,400万円、移設補償費として600万円。

以上でございます。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 もっとね、くくって答弁して欲しいんですけども、こうやって言われてもね、今、急に言われてもよく理解できないので聞きたいんですけども、要するに私の事前の調査では、移転補償費が32億円組まれていて、再開発組合の貸付金というのは8億円ありましたよね。54億円の中に。それから解体工事と基礎工事で14億円だから、合わせて54億円ということですよ。それをちょっと確認したい。

○黒木委員長 加藤所長。

○加藤都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 改めて御説明いたします。

委員御指摘のとおり、補償費につきましては合計で31億9,000万円でございます。解体工事費につきましては11億1,000万円でございます。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 だから、移転補償費が32億円ということですよ。だからその32億円があったんだけど、しかしそのうち、今年度に使われる移転補償費っていうのは幾らなんですか。

○黒木委員長 加藤所長。

○加藤都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 お答えいたします。

10億7,000万円でございます。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると約10億7,000万円が32億円のうち使われるという。すなわち、32億円の移転補償の予算を組んだけれども、実際使われたのが11億円ということで、もう支出は済んじゃったんですか、これは。10億7,000万円の補償費は使われたんですか。

○黒木委員長 加藤所長。

○加藤都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 お答えいたします。

この補償費につきましては、権利変換期日を期限とする91条補償金でございます。

支出に当たりましては、権利変換計画の認可というものが条件になってまいりまして、先日認可をいただいたところでございます。今後の支出でございます。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 だからそうすると、さっき私が示しましたようにやっぱり補償金は、転出補償にかかわるお金はやっぱり32億円ですよ。32億円。これはさっきの今回の答弁でも明らかになりました。そのうちそうすると、もう一度確認しますが、29億4,114万円は伊勢甚に対する補償というのが、これは権利変換計画の公開、要するに意見書の公開の中で私たちも確認した数ですけども。そうすると、32億円のうち約30億円は伊勢甚のために使われるということになるんじゃないですか。そうして、先ほどの解体費が11億円って言ってましたよね。これは、12月の予算では13億7,440万円、これは解体費等工事費で。だからそうすると、伊勢甚に対しては、32億円のうち30億円を転出補償として支払うということになるんですね。もう一回確認したい。

○黒木委員長 加藤所長。

○加藤都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長 お答えいたします。

補償費につきましては、委員御指摘の権利者のみならず、全ての地権者に対してその生活再建を支援するために補償基準、これは公平公正な客観的な基準でございます。この基準に基づいて算定された額を補償費として支払い、また基準にのっとったそれに対する補助金というものを査定した上で、組合に対して補助するものでございまして、特定の地権者を優遇するものではありません。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 特定の人を優遇するものではないと言ってもですね、32億円の補償金のうち29億4,114万円が伊勢甚に対する補償なんですよ。

〔「伊勢甚とか何とかの問題ではないべ」と呼ぶ者あり〕

○中庭委員 伊勢甚が持っている旧京成百貨店ビル、その補償なんですよ。先ほどの答弁では32億円の内訳は何かと聞いたら、土地代として6億9,200万円、建物として25億9,000万円だから、この建物の補償全額は伊勢甚なんですよ、これね。同額なんですよ、今さっきの答弁で言ったのと。これは優遇じゃなくて何っていうんですか、じゃ。要するに市民の方からは、今回の泉町1丁目の新市民会館をつくるっていうのは、これは伊勢甚に補償するためにあそこにわざとつくるんじゃないかという批判が出ているわけですよ。伊勢甚のための再開発ではないかということなんですけど、数字的にも裏づけられちゃったんじゃないですか、これは。こんなことがあっていいのかと。そして、再開発組合っていうのは伊勢甚の中央ビルの中にあるんですよ、所有しているビルの中に。再開発組合そのものが。私も行ったことがありました。6階にあるんですよ。だから、そういう点ではですね、伊勢甚が主導して、あの再開発組合をつくったんですよ。経営をやってるんですよ。だから、私はそういう点では、今回のこの解体費も全額出すと。全額出した上に建物補償も約30億円、合わせると35億円、36億円と、37億円というふうになってしまって、本当に私はこういう一企業を優遇するような再開発はやっぱりやめるべきだというふうに思います。

〔「全ての地権者が同じようにもらっているんだから同じなんだよ」と呼ぶ者あり〕

○中庭委員 以上です。

〔「価格が伊勢甚だけ高いわけじゃないんだから」と呼ぶ者あり〕

○中庭委員 もう一点、別な質問があるんですけど。

〔「基本的な問題は、議案を固有の名詞を出しちゃだめなんだよ」と呼ぶ者あり〕

○中庭委員 だって、これは権利変換計画が個人の名で出てるんですよ。

〔発言する者あり〕

○中庭委員 だってね、これは公に水戸市のお金が出されているんですよ。30億円も。

○黒木委員長 村田委員。

○村田委員 確かにね、伊勢甚の補償費は高額かもしれません。それはね、それだけの規模の大きな建物を持っているということにほかならないと思うんです。したがって、ほかの地権者と、あんまりその価格の差があるんならば、それは会計検査に出ているわけですから。それをきちんと明示してください。伊勢甚はほかの地権者よりも坪単価がこれだけ高い、おかしいじゃないかと。そういうことを、我々に土台として出し

てくれれば、それはおかしいだろうという論議になってくるわけです。

それと基本的な問題は、この前も言ったように、やっぱり固有名詞を議案で出しちゃいけないということは、議会で申し合わせをしているんですよ。議運でね。そういうことの1つの流れの中で、伊勢甚が協力してくれなかったら、今度の新市民会館は我々賛成者の立場で言わせれば、あそこにできなかったんです。

それとね、あなたも、私と同じ同期8期ですから、御存じでしょうけれども、あの京成デパートをつくるときに、当時の加藤市長さんが、いいですか、この南のほうも北のほうも3年以内で開発して立ち上げるから、だから何とか、伊勢甚に持ってくれということ、あそこを持ってもらったんですよ。保留床も。そういうことの流れの中で、あれは十何年間放っておかせたんだよ水戸市は。ようやく今回、ここにいらっしゃる大津副委員長が、ここを遊ばしてもしょうがないと。したがってあそこに新市民会館を持っていくことが、商店街の活性化につながるんじゃないかということで、あそこに持っていかれたわけですよ。基本的な問題を言わせてもらおうとね、ほかの地権者と同等の金額じゃなくて、あそこで莫大な金額で買ったということがあれば、そのことをこのたたき台に出してくださいよ。そうしたら我々もその論議には乗りますよ。やっぱり大きいところだけの問題を言わないで、病院もありました。いろんなところもありました。それはそれなりに皆さんが納得してるんです。同額だから。そういうこと、計算と勉強をしないで、固有名詞を出して、一社だけを誹謗するようなことを言っているのは名誉棄損で訴えられたときはどうするんですか。水戸市だってほかじゃないですよ。基本的に水戸市が、そういうことをしたならば、あとあと禍根を残すわけですから。決してそういうことはないと思いますよ。その辺のことを、中庭委員クラス、もう8期もなさった議員さんだったら、よく勉強なさっていると思うんですよ。ただ、反対という固有名詞だけで、どこかを誹謗してそのことを持ち上げて、そして市民を引っ張り出すようなことはやめてくださいよ。我々賛成者から見ればね、非常にこれはナンセンスで怒るしかない。私たちは一日も早く、あそこにつくることによって、我々は天下の水戸市を全国に知らしめたい。2,000人以上の規模のいろんな集まりとか、教育庁の集まりは2,000人よりも規模がなければ集まらない。そういうことで商店街の活性化と水戸市の活性化につながるということで、私たちは賛成をしているわけですから。

反対の立場でお話しになるのは結構ですけども、余りにも誇張を上げて、やっぱりそれは拡大して物を言ってもらおうと我々賛成者が困るし、商店街の市民がと言うけれども、市民の誰が言っているかもしれないけど、その方も市民かもしれない。しかし、賛成者の方の市民のほうがたくさんいらっしゃるわけです。27万人の一部、何%の人が反対をしているか、何%の人が賛成しているか。民主主義の世界ではそのことのほうが重要なんですよ。そういうことを1つ持ち上げて、やってもらわないと困るということを申し上げておきます。答弁は結構ですからね。

○黒木委員長 中庭委員。

[発言する者あり]

○中庭委員 じゃ、次の質問に入りたいと思います。

議案書⑩の今回の補正予算の中で、街路整備事業費で15億6,400万円が当初予算化されておりました。ところが、よく対象補正を見ますと、6億2,000万円が減額になったのですね。これは、街路整備事業費ということですから、都市計画道路だと思えますけれども、この減額になった道路というのはどこ

の道路を言ってらっしゃるのかお答えいただきたい。

○黒木委員長 大森建設計画課長。

○大森建設計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

議案書⑩の1ページに記載されている国補街路整備事業費でございますけれども、市として当初プロポーザルを行いたいということで、こちらのほうは国庫補助を活用して進めている事業でございますが、国のほうからの補助金の内示がちょっと余りよくなかったということで、その差額分を落とした形になっております。全体的に落ちたという形になってございまして、その額が6億2,000万円という形になっていることによって、こういう補正をさせていただいたということでございます。

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、都市計画道路3・3・2号線の件ですか。

〔「もっと全体的な」と呼ぶ者あり〕

○中庭委員 そうすると、ちょうど。

○黒木委員長 都市計画道路3・3・2号線はやっています。

○中庭委員 今の話しは全体ですが、この中の主な道路ってどこなんですか。

○黒木委員長 大森課長。

○大森建設計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

これは補正予算でございますが、平成30年度の当初予算では、対象となる路線としまして、都市計画道路3・3・16号梅香下千波線とか、都市計画道路3・3・2号中大野中河内線の松が丘工区を初めとした都市計画道路、6路線を全体的に計上しましたが、補助金の内示が悪かった関係もありまして、工事をやるどころとか、補助の対象とするところを少し削って、次年度にお願いしたりとか、そういう形で全体的にはやっていますけれども、そこでこひごは少し生じているということでございます。

○中庭委員 都市計画道路3・3・2号中大野中河内線の松が丘工区の予算も入っていると言っていましたよね。今の大森課長さんの答弁の中で。私はね、この松が丘工区の工事については、やっぱり早くやるべきだこの委員会でも主張しましたし、それから今回の本会議でほかの議員さんも言っていました。そうしたら、答弁がね、完成はあと10年後だと言っていましたよね。そうすると私、あの答弁を聞いて、あと10年も待つのかと。特に、あそこの都市計画道路3・3・2号中大野中河内線の松が丘工区が開通しないために、岡田橋を私は通るんですよ。岡田橋は歩道もないし非常に狭いし、本当に危ないんです。それなのにあと10年もかかるというふうに言われてちょっとがっかりしたんです。私も生きているのかどうかと。だから、やっぱりそういう予算を当初で組みながら、約4割近くを減額してしまうというのは、本当にどうなのかなという感じを持ったんですよ。そして、今後事故があったらどうなのかと、一刻も早くやって欲しいということで、6億2,000万円の減額になってしまったので非常に残念だと。もっと、予算獲得で努力できなかったのかというのが私の率直な意向なんですけども。だから、努力していることはわかりますよ。というか努力しても4割近くも街路整備事業費が減額されるというのは、私はちょっとこれは大き過ぎるんじゃないかと思うんですが、いかがですか。どんな働きかけをやっているんですか。

○黒木委員長 大森課長。

○大森建設計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

予算がこれだけ減額ということでございますが、私どももこの予算があれば順調に進むということで、予算の要求を国のほうに要求してございますが、国のほうでも全国各地からかなり要望が多いという話の中で、配分が今回少なかったという事実に基づき今回減額をしてと。あと、答弁のほうでもお答えさせていただいたとおり、街路建設事業に関する県でつくっている協議会がございまして、私も、本市の高橋市長が会長を務めておられて、東京に行く機会があるごとに、直接、国土交通大臣等に要望もして、活動をしております中でこういった状況になっているところで、答弁でもありましたとおり、引き続き強く働きかけていくということですので、そういったことで予算の獲得に努めていきたいと考えております。

[発言する者あり]

○黒木委員長 中庭委員。

○中庭委員 あと、この道路の街路整備事業費が、来年度予算でどうなっているのか見てみたら、議案書②の184ページに19億4,000万円と計上されている。そうすると、また、額としてはきちっと計上されているんだけど、同じことにならないように、強力に国に働きかけて、あそこの松が丘工区が早く完成できるように、例えば、10年じゃなくて、5年とか4年で完成できるように、ぜひ努力していただきたいと思うんですが、いかがですか。

[発言する者あり]

○中庭委員 答弁してくださいよ。

○黒木委員長 大森課長。

○大森建設計画課長 中庭委員のただいまの御質問にお答えいたします。

御質問いただきました都市計画道路3・3・2号線を初め、私どもが行うとしている都市計画事業でまちの中に必要な事業として私たちも認識しておりますので、何とか予算を獲得できるように進めてまいります。

○黒木委員長 よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○黒木委員長 ないようですので、議案第43号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第47号 平成30年度水戸市東前第二土地区画整理事業会計補正予算（第1号）について、質疑のある方は発言願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○黒木委員長 ないようですので、議案第47号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第50号 平成30年度水戸市下水道事業会計補正予算（第2号）について、質疑のある方は発言願います。

中庭委員。

○中庭委員 この補正予算ですね、3億1,100万円が減額になったんですけど、これはどういうふうで減額になったんですか。

○黒木委員長 松葉下水道整備課長。

○松葉下水道整備課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。



補正の減額の件でございますが、建設改良費が約3億1,100万円の減となっておりますが、そのうち管渠建設改良費が約2億1,700万円の減と大きな状況となっております。主な原因といたしましては、一律補償費が減となったものです。

以上でございます。

○中庭委員 わかりました。

〔「終わり」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 ほかにないようですので、議案第50号についての質疑を終わらせていただきます。

以上で質疑は全て終了いたしました。

それでは、本日の委員会はこの程度をもって散会したいと思います。

なお、18日月曜日の委員会は、午前10時に開会したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本日の都市建設委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午後 零時10分 散会